

第5号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

介護保険法の一部改正を踏まえ指定介護予防支援事業者指定等に係る手数料を、建築基準法の一部改正に伴い既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定手数料を、それぞれ新たに定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係				1 総務関係			
(略)				(略)			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～ 33	(略)			1～ 33	(略)		
34	介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定申請手数料	1件につき 14,000円				
35	介護保険法第115条の31の規	指定介護予防支援	1件につき				

改正後				改正前			
	定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	事業者指定更新申請手数料	7,000円				
36	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。37の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	(略)		34	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。35の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	(略)	
37	(略)			35	(略)		
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係				(1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～36	(略)			1～36	(略)		
36-2	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建	(略)		36-2	法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又	(略)	

改正後			改正前		
	蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査			は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	
36-3	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)		法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)
37 ～ 66	(略)			(略)	
66-2	建築基準法施行令(昭和25年政令第33号)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円		
67	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築基準法令の適用を受けない建築物を移転する	(略)		建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第1項第2号の規定に基づく建築基準法令の	(略)

改正後		改正前	
	場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査
68	(略)	68	(略)
69	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下(2)建築基準法関係の表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物（以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。）の部分（以下同表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査
(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係		(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係	

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表にお	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表にお	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する

改正後			改正前				
	いて「適合性判定」という。)の申請に対する審査		用途に供する建築物（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「工場等」という。)の場合に限る。) (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） (2) （略）	「適合性判定」という。)の申請に対する審査		用途に供する建築物（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「工場等」という。)の場合に限る。) (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） (2) （略）	
2	法第12条2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において

改正後			改正前			
			て同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が300㎡以内のもの・300㎡を超えるもの(略) ロ・ハ(略)			同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が300㎡以内のもの・300㎡を超えるもの(略) ロ・ハ(略)
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	(略)	3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料

改正後			改正前			
	該当している旨の証明の申請に対する審査			いる旨の証明の申請に対する審査		
4	<p>法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅</p>	<p>4</p> <p>法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅</p>

改正後			改正前		
		<p>宅」という。)の場合 床面積の合計が200㎡ 以内のもの・200㎡を超 えるもの (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能 向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>(a) 省令第10条第2号 イ(2)及びロ(2)に規 定する基準(以下(9) <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 関する法律関係の表 において「誘導仕様 基準」という。</u>)に よる場合 床面積の合計が200 ㎡以内のもの・200㎡ を超えるもの (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>			<p>という。)の場合 床面積の合計が200㎡ 以内のもの・200㎡を超 えるもの (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能 向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>(a) 省令第10条第2号 イ(2)及びロ(2)に規 定する基準(以下(9) <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律関係の表に おいて「誘導仕様基 準」という。</u>)によ る場合 床面積の合計が200 ㎡以内のもの・200㎡ を超えるもの (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>
5・	(略)		5・	(略)	

改正後			改正前				
6			6				
7	<p>法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下同表において「仕様基準」という。）による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの・200㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略) (2) (略)</p>	7	<p>法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下同表において「仕様基準」という。）による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの・200㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略) (2) (略)</p>

改正後			改正前		
備考 (略)			備考 (略)		
4 消防関係			4 消防関係		
事務	手数料を徴収する事務	金額	事務	手数料を徴収する事務	金額
1	(略)		1	(略)	
2	消防	(1) (略)	2	消防	(1) (略)
法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ	法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ

改正後		改正前	
	<p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p>		<p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p>

改正後			改正前		
		(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の浮 き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u> へ～ヲ (略)			(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の浮 き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u> へ～ヲ (略)
	(3)	(略)		(3)	(略)
3～7	(略)		3～7	(略)	
5	その他共通関係		5	その他共通関係	
	(略)			(略)	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表のうち3 建設関係及び4 消防関係に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法の一部改正を踏まえ指定介護予防支援事業者指定等に係る手数料を、建築基準法の一部改正に伴い既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定手数料を、それぞれ新たに定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 介護保険法の一部改正関係

新たに居宅介護支援事業所が、市町村の指定を受けることにより介護予防支援事業を実施できることとなったことに伴い、その指定等に係る申請手数料を次のとおり定める。

ア 指定の申請に係る手数料 1件につき14,000円

イ 指定の更新に係る手数料 1件につき 7,000円

(別表2 民生関係の表 番号34及び35関係)

(2) 建築基準法の一部改正関係

ア 接道義務規定又は道路内建築制限規定が既存不適格である建築物の一定の要件を満たす大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際に、現行基準の制限を緩和する認定制度が創設されたことに伴い、その認定申請手数料を1件につき27,000円と定める。(別表3 建設関係(2)の表 番号66-2関係)

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴う規定の整理 (別表3 建設関係(9)の表関係)

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る申請に対する審査手数料を次のとおり改める。

(別表第4 消防関係の表 番号2 (2)関係)

数量	改正案	現 行
1,000k1 以上 5,000k1 未満のもの	1,450,000 円	1,180,000 円
5,000k1 以上 10,000k1 未満のもの	1,720,000 円	1,410,000 円
10,000k1 以上 50,000k1 未満のもの	1,920,000 円	1,590,000 円
50,000k1 以上 100,000k1 未満のもの	2,360,000 円	1,950,000 円
100,000k1 以上 200,000k1 未満のもの	2,740,000 円	2,270,000 円
200,000k1 以上 300,000k1 未満のもの	5,640,000 円	4,550,000 円
300,000k1 以上 400,000k1 未満のもの	7,240,000 円	5,820,000 円
400,000k1 以上のもの	8,790,000 円	7,070,000 円

(4) その他規定の整理

3 施行期日

令和6年3月1日。ただし、2(2)及び2(3)の改正規定は、令和6年4月1日

介護保険法抜粋（_____部分は、令和6年4月1日施行）

（介護予防サービス計画費の支給）

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

（第2項から第8項まで省略）

（指定の更新）

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（指定介護予防支援事業者の指定）

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービ

ス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。
(第2項から第4項まで省略)

(準用)

第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行令抜粋

(指定介護予防支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第35条の14 法第115条の31の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)		
第70条の2第4項	前条	第115条の22
	第1項	第115条の31において準用する第1項

建築基準法抜粋 (_____部分は、令和6年4月1日施行)

(適用の除外)

第3条 (第1項省略)

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(第3項省略)

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第2項及び第3項省略)

(道路内の建築制限)

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(第1号から第4号まで省略)

(第2項省略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第86条の7 第3条第2項(第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第87条及び第87条の2において同じ。)の規定により第20条、第21条、第22条第1項、第23条、第25条から第27条まで、第28条の2(同条第1号及び第2号に掲げる基準に係る部分に限る。)、第30条、第34条第2項、第35条(同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項及び第87条第4項において「階段等に関する技術的基準」という。)並びに第35条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第36条(同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。)に係る部分に限る。)、第43条第1項、第44条第1項、第47条、第48条第1項から第14項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第57条の4第1項、第57条の5第1項、第58条第1項、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条の2第1項若しくは第2項、第60条の2の2第1項から第3項まで、第60条の3第1項若しくは第2項、第61条、第62条、第67条第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合(第3条第2項の規定により第20条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で

定める基準に適合する場合に限る。)においては、第3条第3項(第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(第2項から第4項まで省略)

建築基準法施行令抜粋(令和6年4月1日施行)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第137条の12(第1項省略)

(第2項から第5項まで省略)

6 法第3条第2項の規定により法第43条第1項の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

7 法第3条第2項の規定により法第44条第1項の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

(第8項及び第9項省略)

消防法抜粋

第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

(1) 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在

市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長

(第2号から第4号まで省略)

(第2項から第7項まで省略)

介護予防支援に係る介護保険法の一部改正について

1 改正の目的

地域包括支援センターの業務が増大している実状を踏まえ、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、地域住民に対し、より適切な支援を行うための体制の整備を図るもの。

2 改正の概要

下記のとおり、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施することができることとする。

介護保険におけるケアマネジメントの類型と実施主体

	要支援者等		要介護者
	改正後	改正前	改正なし
保険給付のみ利用	類型 ・介護予防支援 実施主体 ・地域包括支援センター	類型 ・介護予防支援 実施主体 ・地域包括支援センター	類型 ・居宅介護支援 実施主体 ・居宅介護支援事業所
保険給付総合事業併用	〔地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託することも可能〕 ・居宅介護支援事業所	〔地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託することも可能〕	/
総合事業のみ利用	類型 実施主体 ・介護予防ケアマネジメント ・地域包括支援センター 〔地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託することも可能〕		

ただし、介護老人福祉施設等の施設サービス及び認知症対応型共同生活介護等の居住系サービスは、原則その施設等に従事する介護支援専門員等がケアプラン作成を実施

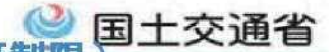
3 施行日

令和6年4月1日

ただし、改正後の法の施行のために必要な条例の制定又は改正、改正後の法の規定に係る指定の手續その他の行為は法の施行日前においても行うことができる。

【建築基準法第86条の7】

一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加(接道規制・道路内建築制限)



現状・改正主旨

- 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修自体を断念せざるを得ない。

改正概要

【施行日：令和6年4月1日】

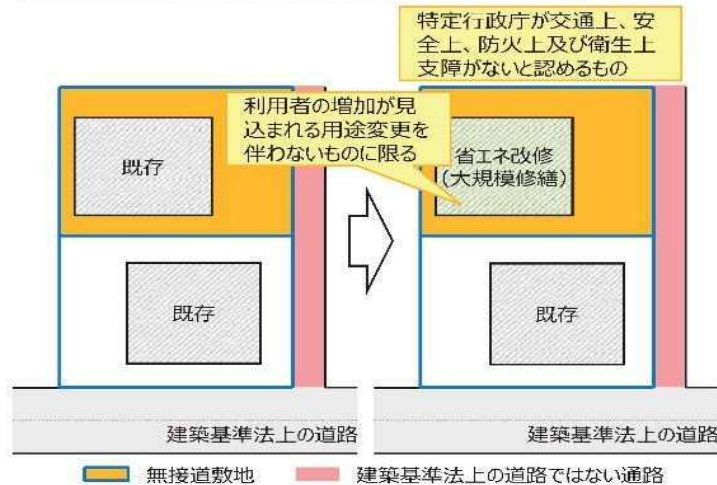
- 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行 増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

改正後 政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

<政令で定める範囲のイメージ>

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合

